

## 川崎市議会議会局職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4、第28条の5及び第28条の6の規定に基づき、議長が行う、川崎市議会議会局職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号）で使用する用語の例による。

(選考及び任期の更新に関する事務)

第3条 議長は、再任用の選考及び再任用の任期の更新について次に掲げる事務を行う。

(1) 再任用の選考に関する事務

- ア 選考の案内に関すること。
- イ 選考を行うこと。
- ウ 選考の結果を本人に通知すること。
- エ その他選考に関し必要なこと。

(2) 再任用の任期の更新に関する事務

- ア 更新の適否の判定を行うこと。
- イ 更新の適否の判定の結果を本人に通知すること。
- ウ その他更新に関し必要なこと。

2 議長は、他の任命権者と協議して、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考の区分等)

第4条 議長は、別表に定める職について再任用の選考を行うものとする。

2 再任用の選考の申込みができる者は、退職時において議会局（川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）第2条第2号の議会の事務部局をいう。以下同じ。）に所属している定年退職者等（再任用しようとする年度の前年度の定年に達する者を含む。）のうち、議長が、その都度定める年齢に該当す

る者とする。

(選考の案内)

第5条 議長は、再任用しようとする年度の前年度に定年に達する者のうち、再任用の選考の案内を行う日において議会局に所属している職員に対し、再任用の選考の案内を行うものとする。

(選考の申込み)

第6条 再任用の選考を受けようとする者は、議長に申し込まなければならない。

(選考の基準)

第7条 再任用の選考の基準は、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び採用を予定している職に必要な職務遂行能力を有すると認められることとする。

(選考方法)

第8条 再任用の選考は、次により行うものとする。

(1) 面接試験

(2) 勤務成績の判定

(3) 健康状況の判定

2 議長は、再任用の選考の申込みを行った者について、前項各号に掲げるものの結果に基づき、再任用の選考の判定を行うものとする。

(選考の特例)

第9条 議長は、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者に対して再任用の選考の申込みを行った者を議長に対して再任用の選考の申込みを行った者として選考することができる。

2 前項の規定による選考は、当該他の任命権者に、必要な書類の提出を求め、それらの書類によって行うものとする。

3 議長は、前項の規定により提出された書類のみでは判定を行い難い場合は、必要な事項を調査した上で判定を行うものとする。

4 議長は、再任用の選考の申込みを行った者で、議長の求めに応じて他の任命権者の再任用の選考を受けることに同意するものがあるときは、当該他の任命権者との協議により、当該他の任命権者の再任用の選考に必要な措置を講ずるものとする。

(選考の結果の通知)

第10条 議長は、選考の判定を行ったときは、その結果を本人に通知するものとする。この場合において、前条（第4項を除く。）の規定による選考を行ったときは、当該他の任命権者を經由するものとする。

2 議長は、前条第4項の規定により他の任命権者の選考を受けた者がいるときは、当該任命権者に選考結果の送付を求め、当該結果を本人に通知するものとする。

（任期の更新手続き）

第11条 議長は、再任用された職員がその任期の更新を希望するときは、当該更新に必要な事項を記載した書類に基づき、当該更新の適否を判定するものとする。

（更新の判定結果の通知）

第12条 議長は、再任用の任期の更新の適否を判定したときは、その結果を本人に通知するものとする。

（人事委員会に対する報告）

第13条 議長は、再任用の選考及び再任用の任期の更新に係る計画及び結果を人事委員会に報告するものとする。

（委任）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（任期の更新の限度）

2 再任用の任期の更新は、当分の間、その者が年金の満額支給開始年齢に達する日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。